

じん臓機能障害者通院交通費支給要領

令和8年4月1日

(趣旨)

第1 この要領は、じん臓機能障害者通院交通費支給要綱（昭和50年京都府告示第394号。以下「要綱」という。）の施行に必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2 要綱第6に規定する通院交通費支給申請書は、別記第1号様式によるものとする。

(決定)

第3 要綱第7に規定する通院交通費支給（不支給）決定通知書は別記第2号様式によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第2関係)

年 月 日

広域振興局長 様

申請者

住 所

氏 名

身体障害者手帳番号 第 号

通院交通費支給申請書

じん臓機能障害者通院交通費支給要綱に基づき、下記のとおり通院交通費の支給を受けたいので、申請します。

記

1 申請額 _____ 円 年 月から 年 月まで

2 通院交通費内訳(自宅から医療機関まで)

順路	交通機関	区 間(経 路)	運 賃		
			現 行	改 定	改 定 月 日
1		から(経由) まで	円	円	月 日
2		から(経由) まで			
3		から(経由) まで			
4		から(経由) まで			
合 計(A) (1+2+3+4)		現行 円	月 日改定 円	月 日改定 円	

1回の通院交通費(A) _____ 円×2(往復) = _____ 円(B)

同上 月 日改定 _____ 円×2(〃) = _____ 円

3 支給申請額算出内訳

通 院 日 数 (C)	月 分 日	月 分 日	月 分 日	計 延 日
通院交通費 (B)×(C) (D)	円	円	円	円
支 給 申 請 額 $((D) - 10,000円) \times \frac{1}{2}$	円	円	円	円

添付書類 通院証明書

通 院 証 明 書

申請者
氏 名

上記の者は、当医療機関において、慢性透析療法による医療のため、下記のとおり通院したことを証明します。

記

年	月	日	日	日	日	日	日
		日	日	日	日	日	日
年	月	日	日	日	日	日	日
		日	日	日	日	日	日
年	月	日	日	日	日	日	日
		日	日	日	日	日	日

計 日間

年 月 日

医療機関名
担当医師



第2号様式（第3関係）

第 号
年 月 日

様

広域振興局長



通院交通費支給(不支給)決定通知書

年 月 日付で、支給申請のあった通院交通費の助成については、じん臓機能障害者通院交通費支給要綱に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

1 次のとおり支給します。

支給額 円

ただし、年 月分から 年 月分までの 箇月分の通院交通費の助成額です。

2 次の理由により支給できません。

理由

注 この決定通知書に基づき 月 日までに別添請求書により、通院交通費を広域振興局長あて請求してください。